

VI. 資料編

- 1 重点化にかかる視点とリスクシナリオとの関係
- 2 重点化にかかる事業名一覧
- 3 青梅市国土強靱化地域計画に関連する主な計画
- 4 パブリック・コメントの実施結果
- 5 青梅市国土強靱化地域計画策定の経過
- 6 用語集
- 7 関連法令等

1 重点化にかかる視点とリスクシナリオとの関係

【選定にかかる視点】

- ① 人命の保護に関わるものなど、緊急度が高い事業
- ② 基本目標・推進目標に対して、効果が大きい事業
- ③ 市の総合長期計画等に対して、影響・関連の深い事業
- ④ リスクを回避するために、さらに進捗すべき事業
- ⑤ 社会情勢の変化等により、重点化を図るべき事業

重点化すべきリスクシナリオ	重点化の選定に関わる視点				
	①	②	③	④	⑤
1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生	●	●	●	●	●
1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生	●	●	●	●	
1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●	●	●	●	●
1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生	●	●	●	●	●
2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止	●			●	●
2-2 孤立地域等の発生				○	
2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足	●	●		●	●
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶		●		●	●
2-5 帰宅困難者の発生					○
2-6 医療従事者等の被災による医療活動等の不足				○	
2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化	●	●		●	●
3-1 警察等の機能低下による治安の悪化				○	
3-2 信号機の停止等による交通事故の発生					○
3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下		●	●		
4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止					○
4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ		●	●	●	●
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		●			●
5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止				○	
5-3 産業施設の損壊、火災および爆発				○	
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止			●	●	●
5-5 食料等の安定供給の停滞		●		●	●

重点化すべきリスクシナリオ	重点化の選定に関わる視点				
	①	②	③	④	⑤
6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止		●			●
6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止		●	●		●
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態				○	
7-1 市街地での大規模火災の発生	●	●	●		●
7-2 建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通 ^{まひ} 麻痺					○
7-3 防災施設等の損壊・機能不全				○	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出					○
7-5 農地、森林等の荒廃		●	●		●
7-6 風評被害による経済等への影響					○
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ		●		●	
8-2 技術者等の不足による復旧・復興の遅れ				○	
8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ		●	●	●	
8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ				○	
8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ		●		●	

※網掛けは重点化するリスクシナリオ

2 重点化にかかる事業名一覧

No.	事業名	担当部署	関連する主なリスクシナリオ	備考
1	業務継続計画の見直し	市民安全部	3-3, 5-1, 5-2	
2	ハザードマップの作成		1-3, 1-4	
3	ブロック塀等撤去費補助金交付事業		1-1	住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
4	り災証明の発行事務		8-3	
5	情報伝達手段(防災行政無線等)の整備		4-1, 4-2, 7-6	
6	災害協定等による支援体制の整備		2-3, 2-4, 2-6, 8-2	
7	自主防災組織の強化		1-2, 2-3, 3-1, 3-2 4-2, 7-1, 8-3	
8	消防水利等の整備および維持管理		1-2, 7-1	
9	消防団体制の充実		1-2, 2-3, 7-1	
10	避難確保計画の作成促進		1-3, 1-4, 5-3	
11	避難行動要支援者の支援体制の充実		1-3, 1-4, 2-3, 4-2	
12	避難所の確保		2-5, 2-7	
13	防災リーダーの育成		2-3, 4-2, 8-3	
14	家具転倒防止器具普及啓発事業	市民安全部/ 健康福祉部	1-1	
15	感染対策に配慮した管理運営(市民斎場・火葬場)	市民部	2-7, 3-3, 6-3, 7-2, 7-3	
16	リサイクルセンター改良事業	環境部	8-1	基幹的設備改良工事により施設内の各機器を整備し、長寿命化を図る。
17	公園・緑地の整備・管理		7-1, 7-3, 7-5	
18	公共下水道施設の改修、更新		6-2, 7-3	友田汚水中継ポンプ場, 柚木第二汚水中継ポンプ場他
19	公共下水道施設の耐震化		6-2, 7-3	公共下水道(汚水)計画区域内
20	合併処理浄化槽の設置		6-2, 7-3, 7-4	浄化槽処理促進区域内
21	認知症グループホーム等防災改修等支援事業ほか	健康福祉部	1-1	
22	保育所等施設整備事業	こども家庭部	1-1	かすみ保育園の改築・青梅幼稚園の認定こども園化に伴う創設・改築
23	生産の基本となる農地の保全および森林の整備・管理	地域経済部	7-5	
24	青梅駅前地区第一種市街地再開発事業	拠点整備部	1-1, 1-2, 7-1, 7-2 7-3	

No.	事業名	担当部署	関連する主な リスクシナリオ	備考
25	地籍調査事業	都市整備部	8-3	
26	都市計画道路の整備		2-2, 3-2, 5-4, 6-3 7-2	
27	市道の改修・改良		2-2, 3-2, 5-4, 6-3 7-2	
28	健康と歴史・文化の路整備 事業		1-3, 2-2, 5-4, 6-3 8-5	
29	電線類の地中化		1-1, 2-2, 2-6, 5-1 5-4, 6-3, 7-2, 8-2 8-4	
30	橋りょう等の長寿命化		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 8-4	
31	河川の維持改修		1-3, 7-3	
32	橋りょう、トンネルおよび 大型構造物の点検		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 8-2, 8-4	
33	マンション管理適正化促 進事業		1-1, 7-2	
34	青梅市特定緊急輸送道路沿 道建築物耐震改修補助金		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 7-3, 8-4	地域防災拠点建築物整備 緊急促進事業の推進
35	青梅市特定緊急輸送道路 沿道建築物耐震補強設計 補助事業		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 7-3, 8-4	【事業名称】区間到達率 60%未満の区域における 建築物の耐震化の推進
36	青梅市空き家対策事業		1-1, 1-2, 7-1, 7-2	空き家対策総合支援事業 の推進
37	公営住宅ストック総合改 善事業		1-1, 1-2, 7-1, 7-2	地域住宅計画にもとづく 事業の推進
38	青梅市木造住宅耐震改修 補助事業		1-1, 7-2	住宅・建築物安全スタッ ク形成事業の推進
39	青梅市木造住宅耐震診断 補助事業	1-1, 7-2		
40	小・中学校校舎トイレ改修事業	学校教育部	1-1, 2-7, 7-2	
41	小・中学校校舎特別教室等 空調機整備事業		1-1, 2-7, 7-2	
42	小・中学校非構造部材耐震 化事業		1-1, 2-7, 7-2	
43	小・中学校屋内運動場空調 機整備事業		1-1, 2-7, 7-2	
44	新学校給食センター整備事業		2-1, 5-5, 7-3	
45	指定文化財の保存修理お よび活用事業	生涯学習部	8-5	
46	公共施設等の耐震化の推進	施設を所管する部	1-1, 1-3, 7-2, 7-3	住宅・建築物安全スタッ ク形成事業の推進

3 青梅市国土強靱化地域計画に関連する主な計画

No.	主な計画名
1	第7次青梅市総合長期計画
2	青梅市地域防災計画
3	青梅市国民保護計画
4	青梅市耐震改修促進計画
5	青梅市業務継続計画
6	青梅市住宅マスタープラン
7	青梅市営住宅長寿命化計画
8	青梅市緑の基本計画
9	青梅の森事業計画書
10	青梅市森林整備計画
11	青梅市環境基本計画
12	青梅市地球温暖化対策実行計画
13	青梅市一般廃棄物処理基本計画
14	青梅市生涯学習推進計画
15	青梅市図書館基本計画
16	青梅市立総合病院新公立病院改革プラン
17	青梅市農業振興計画
18	青梅市農業振興地域整備計画
19	青梅市商・工業振興プラン
20	青梅市都市計画マスタープラン
21	青梅市中心市街活性化基本計画
22	青梅市健康と歴史・文化の路整備事業計画
23	青梅市橋りょう等個別施設計画
24	青梅市公共交通基本計画
25	青梅市公共下水道ストックマネジメント計画
26	青梅市下水道総合地震対策計画
27	青梅市景観まちづくり基本方針
28	青梅駅周辺景観形成地区景観形成計画
29	多摩川沿い景観形成地区景観形成計画
30	青梅市男女平等推進計画
31	青梅市行財政改革推進プラン
32	青梅市公共建築物保全整備計画
33	青梅市公共施設等総合管理計画
34	青梅市学校施設個別計画

4 パブリック・コメントの実施結果

青梅市国土強靱化地域計画に対する意見

「青梅市国土強靱化地域計画（素案）について」パブリック・コメント

実施期間：令和4年1月5日（水）から令和4年1月19日（水）

意見件数：1件

該当箇所	意見（原文ママ）	市の考え方
1-4 大規模な 土砂災害 による死 傷者の発 生③④ (P11)	<p>私の家もレッドゾーンに入っているのですが、日々不安に感じています。 地域計画案が出来て大変ありがたいです。 具体案を早く知りたいと思います。以前ハザードマップが出来た時には、各自治体への説明会があったので住んでいる所のキケン度がとてもよくわかりました。 今はコロナ下なので、アンケート形式等で住民の方々から、実際に住んでいて不安に感じている所や、キケン箇所の聞き取りをやってほしいと思います。 又、擁壁のヒビ割れ、コケ、雑木がついてしまった時、かけている所等、自分で出来る補修保全方法を教えていただける機会が欲しいです。 もう一つ、 土地所有者への管理指導等は一刻も早く徹底して下さい。（個人的には所有者へお願いしていますが・・・）</p>	<p>本計画は、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。 このため、国土強靱化にかかる具体的な施策や事業については、本計画と紐づく実施計画等にもとづいて取り組んでいくこととなります。 今回、いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

5 青梅市国土強靱化地域計画策定の経過

年月日（曜日）	実施内容
令和3年 6月16日（水）	第1回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
8月17日（火）	第2回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
10月8日（金）	第3回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
11月4日（木）	第4回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
11月19日（金）	令和3年度第1回青梅市防災会議 青梅市防災会議から市長に答申
令和4年 1月5日（水）	パブリック・コメントの実施（1月19日まで）
2月1日（火）	第5回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会（最終回）
2月22日（火）	青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会設置要綱第7条にもとづき委員長から市長への結果報告。
3月1日（火）	経営会議において決定
令和5年 3月27日（月）	経営会議において改定案決定

6 用語集

か

☞ 合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）

主に各戸の敷地に設置され、台所や風呂などから排出される生活雑排水を水洗便所の排水と併せて処理する汚水処理施設のこと。

☞ 緊急輸送道路（きんきゅうゆそうどうろ）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道、これらを結ぶ幹線道路および知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

☞ 啓開（けいかい）

緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

さ

☞ 災害医療コーディネーター（さいがいいりょうこーでいねーたー）

災害時に、都道府県または保健所が保険医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者で、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣、調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

☞ 災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

災害によって発生する廃棄物や、被災者の生活にともなって発生する生活ごみなどのこと。

☞ サプライチェーン（さぷらいちえーん）

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称のこと。

☞ 自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織のこと。

☞ 受援（じゅえん）

災害時に、被災市町村において他の地方公共団体等から応援職員の受け入れを中心とした人的応援などを受けること。

た

☞ 地籍調査（ちせきちょうさ）

一筆ごとの土地所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。主に、市町村が主体となって行われる。

☞ 土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

☞ 土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

は

☞ B C P（びーしーぴー）

災害等により利用できる資源に制約がある中で、業務を遅滞なく行えるよう実施すべき業務の優先順位を特定し、業務継続に必要な資源の確保や業務の実施体制等を定めた計画のこと。業務継続計画のこと。

☞ 避難確保計画（ひなんかくほけいかく）

水害や土砂災害が発生する恐れのある要配慮者利用施設（学校、病院等）における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画。

☞ 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

☞ ホイスト（ほいすと）

ヘリコプター等で人や物等を吊り上げる機械のこと。

ま

☞ 無電柱化（むでんちゅうか）

道路の地下に電線共同溝を整備し、電線類を地下に收容すること。

や

☞ 要配慮者利用施設（ようはいりょしゃりようしせつ）

水防法および土砂災害防止法において、社会福祉施設、学校、医療施設およびその他防災上配慮を要する者が利用する施設のこと。

7 関連法令等

(1) 法令

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（一部抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(2) 要綱

○青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会設置要綱

- 1 設置
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定にもとづく青梅市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討を行うため、青梅市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 所掌事項
委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 組織
 - (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。
 - ア 委員長 市民安全部長
 - イ 副委員長 企画部長および総務部施設担当部長
 - ウ 委員 企画政策課長、財政課長、防災課長、下水管理課長、下水工務課長、子育て推進課長、管理課長、土木課長、計画保全課長、住宅課長および教育総務課長
 - (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員にすることができる。
- 4 委員長の職務および代理
 - (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会議
 - (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 6 部会
 - (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について専門的な検討を行うため、部会を置くことができる。
 - (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
 - (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めるときは、前号に定める者以外の者を出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 7 報告
委員長は、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を青梅市長に報告する。
- 8 庶務
委員会の庶務は、防災担当課において処理する。
- 9 その他
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 10 実施期日等
この要綱は、令和3年5月25日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。